

仕 様 書

仙台市交通局（以下「交通局」という。）におけるクレジットカード決済を実施するにあたり必要となる業務の受託者として交通局が指定した者（以下「指定代理納付者」という。）が行う業務は本仕様書によるものとする。

1 業務名称 「クレジットカード決済の取扱業務」

2 業務開始予定時期

平成29年2月1日からとする。

3 履行場所

(1) クレジットカード決済の取扱いを行う場所は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
①交通局高速鉄道泉中央駅乗車券発売所	仙台市泉区泉中央一丁目 7-1 先
②交通局高速鉄道勾当台公園駅乗車券発売所	仙台市青葉区本町三丁目 9-2 先
③交通局高速鉄道仙台駅乗車券発売所	仙台市青葉区中央三丁目 6-5 地先
④交通局高速鉄道長町南駅乗車券発売所	仙台市太白区長町南三丁目 1-60 先
⑤交通局高速鉄道八木山動物公園駅乗車券発売所	仙台市太白区八木山本町一丁目 43 地内
⑥交通局高速鉄道薬師堂駅乗車券発売所	仙台市若林区白萩町 401-2 地先
⑦交通局高速鉄道荒井駅乗車券発売所	仙台市若林区荒井字沓形 85-1 地内
⑧交通局旭ヶ丘バスターミナル乗車券発売所	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目 25-15
⑨交通局本局内乗車券発売所	仙台市青葉区木町通一丁目 4-15
⑩交通局実沢営業所	仙台市泉区実沢字宮西 8
⑪交通局霞の目営業所	仙台市若林区かすみ町 9-1
⑫交通局東仙台営業所	仙台市宮城野区燕沢一丁目 27-10
⑬交通局白沢出張所	仙台市青葉区上愛子字下十三枚田 30-1

4 クレジットカード決済で取扱うクレジットカード

国際五大ブランド、「VISA」、「MasterCard」、「JCB」、「American Express」及び「Diners Club」が付与されたクレジットカードとする。

5 利用概要

クレジットカード決済の利用は、交通局が発行する定期乗車券の購入代金の支払に限ることとする。定期乗車券の払戻、区間変更、再発行などの手続きの際に徴する取扱手数料の支払は対象外とする。

6 業務内容

(1) 指定代理納付者は、定期乗車券の購入代金の納入者（以下「納入義務者」という。）が、履行場所においてその支払いに際してクレジットカードを提示し、交通局が承認した場合で、交通局から当

該カードの利用の可否について照会を受けた場合には速やかにその判定を行うものとする。

- (2) 上記(1)の結果、問題ないと判定された場合に、履行場所において利用されたクレジットカードの利用金額（以下「利用金額」という。）について、指定代理納付者は当該代金を納入義務者に代わって交通局に立替払いを行うものである。
- (3) 指定代理納付者は、利用金額の立替払いを行う場合において、交通局があらかじめ指定した方法で指定した口座にその全額を振り込むこととする。この際に必要となる振込手数料は指定代理納付者の負担とする。
- (4) 利用金額は各月の15日及び末日を締め日とし、締め日以降1ヶ月を超えない所定の期日までに振り込むものとする。なお、所定の期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その日以降の直近の営業日とする。所定の期日は、交通局と指定代理納付者で協議のうえ定める。
- (5) 指定代理納付者は、利用金額を振り込む場合には、事前に精算の根拠となる資料として、履行場所、取扱日ごとのクレジットカード利用件数及び利用金額等が記載された明細書等を交通局に対して交付することとする。
- (6) クレジットカード決済処理用端末機（以下「端末機」という。）の障害又は端末機による処理に関して確認を要する事項が発生した場合は、手書き伝票による処理が可能であること。指定代理納付者は履行場所に担当者を派遣するなどして、遅滞なくこれに対応し、業務に支障がないようにすること。特に端末機の障害に関しては、直ちに加盟店と情報を共有できる体制を整備することとする。

7 加盟店手数料

- (1) 加盟店手数料（以下「手数料」という。）は、1ヶ月の利用金額の合計に本契約により決定した手数料率を乗じて得た額とし、円未満に端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。
- (2) 手数料率は、各履行場所とも同一とすること。また、複数のクレジットカードブランドを取扱う場合は、同一の手数料率とすること。

8 端末機の仕様、設置及び運用等

国際ブランド「VISA, MasterCard」の加盟店契約会社には代表幹事として、端末機の設置等を行うものとする。この項目は代表幹事のみ適用する。

※代表幹事とは、端末機を設置し、各社クレジット決済システムへの接続等により、決済に必要な処理を行うほか、メンテナンス及び端末機の操作に関する支援等を行う事業者のことをいう。

- (1) 端末機の仕様
 - ① 端末機は、フレッツ光回線又はADSL回線によるインターネット接続が使用可能なものを設置し、暗証番号入力用子機を付属すること。
 - ② 運用終了後は当日の利用明細等が紙媒体で出力可能であること。
 - ③ なお、端末機はPCI DSSの現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。

※PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standards）とはPCI SSC（Payment Card Industry Security Standards Council）が発行・管理する基準である。

- (2) 端末機の設置
端末機は、代表幹事から無償で借り受けることとする。
- (3) 端末機に掛かる費用負担
 - ① 端末機に関し次に掛かる費用は交通局の負担とする。

- ア) 回線の敷設に要する費用
- イ) 回線の使用に要する費用
- ウ) 端末機の使用に係る電気料金

② 端末機の付属品、ロール紙等消耗品の費用は、代表幹事の負担とする。

③ 端末機等の保証、修理、交換及び更新は、代表幹事の負担とする。

(4) 端末機の設置台数

履行場所に設置する端末機は以下のとおりとする。

- ア) 履行場所① 2台
- イ) 履行場所② 1台
- ウ) 履行場所③ 6台
- エ) 履行場所④ 2台
- オ) 履行場所⑤～⑬ 各1台×9箇所

(5) 端末機の運用

カード発行会社に関わらず、国際五大ブランドが付与されたクレジットカードについては、各社のクレジット決済システムへの接続等により、決済に必要な処理を行うこと。

(6) 代表幹事は、必要な消耗品等の供給、端末機のトラブル等への対応等について遅滞なく行い、交通局の業務に支障がないようにすること。

(7) 端末機の故障、破損等については、交通局に故意又は重過失がある場合を除き、代表幹事の負担により端末機の修理又は交換を行うこと。

9 第三者への委託

指定代理納付者は、端末機の操作、クレジットカード利用申出の承認事務等、本契約に係る業務の一部を、交通局が当該契約外の第三者に委託することを承認すること。

10 利用広告

(1) 指定代理納付者は、交通局の本契約に係る業務開始にあたり、カード利用者向けに案内する標識等を、指定代理納付者の負担により適宜用意すること。

(2) 指定代理納付者は、交通局におけるクレジットカード決済の導入にあたり、新聞等のマスコミに対する通知、広告掲載等を行う場合は、事前に交通局の承認を得ること。

11 導入時のサポート

(1) 代表幹事は、交通局の職員及び第9項に規定する第三者が、端末機の取扱いを習熟するまでの間、必要な研修及び指導等を行うこと。

(2) 研修等は、履行場所毎若しくは交通局が指示する場所にて行うこととする。

12 その他

本仕様書及び加盟店規約に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、交通局と指定代理納付者で協議の上決定する。